

各県立学校長様

岐阜県教育委員会
教育長

「児童虐待に関する相談・通告」について（通知）

このことについては、学校が関係機関と連携した対応の徹底が必要であり、児童生徒の安全・安心の確保を最重点にした迅速かつ適切な対応が求められます。

については、下記の内容について貴校職員に周知するとともに、校内の体制の強化・徹底が図られるよう配慮願います。

記

1. 児童生徒の虐待の疑いを把握した場合の対応について

- ① 学校の職員が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、正確な事実を直ちに管理職（校長・教頭）へ報告をすること。
- ② 職員からの報告を受けた管理職は安易な判断をすることなく、地域担当生徒指導主事及び児童生徒が居住する市町村の虐待担当部局（別紙市町村一覧参照）に報告する。なお、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童生徒等から虐待について証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市町村虐待担当部局だけでなく直ちに児童生徒が居住する市町村を管轄する子ども相談センター（管轄地域別参照）に通告すること。
- ③ 学校による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校は、子ども相談センターや警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること。
- ④ 別紙資料：児童虐待に関する学校の取組（法令・通知等）、及び別紙：虐待リスクのチェックリストを参照し、校内で研修を行うこと。

2. 各学校における情報の取扱いについて

- ・児童虐待の疑いがある事案において、保護者から情報提供の依頼があった場合には、児童生徒からの虐待の申し出等にかかる情報（アンケート・相談記録等）を保護者に提供しないこととし、子ども相談センターと連携しながら慎重に対応すること。

<参考>

「児童に虐待を加えている親が法定代理人として児童本人に代わって児童の心情等が記載された相談記録等の開示請求をした場合に、開示することにより児童に危害が及ぶおそれがある場合」にあたり非開示としている。（岐阜県個人情報保護条例解釈運用基準）

担当所属	学校安全課 生徒指導係		
係長	石黒 比利	担当者	北島 康隆
E-mail	kitajima-yasutaka@pref.gifu.lg.jp		
電話番号	(058)272-1111 内線 3144 (058)272-8853 (直通)		
FAX番号	(058)278-2825		

<児童虐待対応フロー図>

・虐待の疑いがある場合には次のように対応する。

- ① 学校の職員等が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、直ちに管理職（校長・教頭）へ報告
- ② 管理職は、地域担当生徒指導主事及び生徒が居住する市町村虐待担当部局に把握した事実を報告
 ※不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童生徒等から虐待について証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市町村虐待担当部局だけでなく直ちに児童生徒が居住する市町村を管轄する子ども相談センターに通告する。

